

技能職員の給与等に関する規程

平成11年7月1日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、技能職員（技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第12号）第2条に定める技能職員をいう。）以下同じ。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与及び旅費)

第2条 技能職員の給与及び旅費については、技能職員の給与等に関する規程（昭和44年埼玉県訓令第4号）の例による。

附 則

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。